

平成 30 年 度

(第 1 回)

定期監査結果報告書

平成 31 年 1 月 21 日

可 児 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

第2 監査の対象部署

- (1) 企画部（総合政策課及び財政課）
- (2) 総務部（総務課、防災安全課、管財検査課、税務課及び収納課）
- (3) 観光経済部（経済政策課）
- (4) 市民部（地域振興課、環境課及びスポーツ振興課）
- (5) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課及び国保年金課）
- (6) こども健康部（こども課及び健康増進課）
- (7) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課及び管理用地課）
- (8) 水道部（上下水道料金課、水道課及び下水道課）
- (9) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課(教育研究所含む)）
- (10) 選挙管理委員会事務局
- (11) 監査委員事務局
- (12) 固定資産評価審査委員会事務局
- (13) 可茂広域公平委員会事務局

以上 32 部署

第3 監査の実施期間

平成30年5月1日から平成30年9月30日まで

第4 監査の対象

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

第5 監査の主眼

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に
従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているか
を主眼とした。

第6 監査の方法

各課等から、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、内容を審査するとともに、
関係職員から説明を受け、あるいは文書又は口頭による質問、その他必要と認める通
常の監査手続きにより監査を実施した。

その他に、10万円以上の物品購入、委託及び役務並びに20万円以上の工事を抽出
して契約関係書類の内容確認を実施した。

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に執行されていると認められた。なお、軽微な不備事項については、口頭で指導した。

今後の事務の執行に当たっては、下記の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

要望事項

1. 他の自治体での職員の横領・着服などの不正行為がしばしば報道されている。そのような不正行為が、当市においては発生しないとは言いきれない。特に現金・Kマネー等の公金管理や、扶助費や補助金の支給を行う部署については、担当者と確認者を分け定期的に担当者を交代させるなど、「職員が誤りを起こさない仕組み」としての「内部統制」が効く部署となるよう取り組まれたい。
2. 支出伝票の事務処理については、依然として同じ誤りが続いている。軽微な不備事項ではあるが、度重なることによって重大な事案に繋がることも考えられる。課長、係長の職責において、伝票と添付書類を「会計事務の手引き」や「契約事務の手引き」などと照らし合わせて確認し、誤りの発生を防止するよう努められたい。
3. 1者との随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号に該当するものなのか、また、該当理由の説明が理解を得られるものかよく確認をされたい。特に毎年行っている契約については、他に契約可能な相手がいらないかをよく調査されたい。
4. 補助金の支出については、交付実績や事務の効率、事業効果を検証し、整理統合や補助の取りやめを含む見直しを随時検討されたい。特に活動を支援する目的で補助金を支給している団体については、その活動内容はもちろん、団体が補助金を何の活動原資に充てているかを担当職員は必ず確認し、万が一不適切な用途である場合は補助金の当該分の返還を求めよう対応されたい。
5. 予算執行上、少額ではない不要額が発生している事業には、担当課の努力や工夫により経費が削減できたものや、外的要因による事業実績減などの止むを得ないものがある一方で、適切な根拠に基づく精緻な積算を行うことで避けられたと見受けられるものもある。今一度、予算積算の精度を高めるよう努められたいとともに財政部局においても厳しく精査されたい。